

提案仕様書
(明石市病児・病後児保育(保育所等併設型)業務委託)

1 業務目的

明石市では、「こどもを核としたまちづくり」を推進しており、子どもを産み育てやすい環境を整えるための対策を講じているところです。

中でも、子どもが病気やけがをした場合に、どうしても仕事を休めず、近隣に頼る親族や知人もいないため預け先がないというご家庭も増えていることから、市内で病児・病後児保育施設を整備、当該業務委託を受託する事業者を募集するものです。

2 募集する事業類型

児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業のうち病児対応型、病後児対応型(「病児保育事業の実施について」平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号参照)

※病後児対応型のみ応募は不可

3 実施地域、件数

西明石地区又は大久保北地区のどちらかの地域に1施設

※ 原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条各号に該当する店舗から一定の距離(商業地域 50m以上、それ以外の地域 70 m以上。ただし、同法第 2 条第 1 項第 4 号に該当する店舗の場合にあっては、商業地域 70m 以上、それ以外の地域 100m以上)を置いてください。ただし、申込事業者の責任により、当該店舗から改修の制限等について承諾等を得ている場合は、整備予定地として認める場合があります。

※具体的な候補地については、申請前でも結構ですので、担当者までお問い合わせください。

4 実施建物

事業者により準備すること。建物の新築または既存物件(テナント等)の改修による。

5 事業の実施時期

開所日から令和 6 年3月31 日とする。

ただし、令和6年度の予算成立後、委託者と本業務委託の受託者との間で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの随意契約に係る協議を実施する。したがって、本公募型プロポーザルについては、令和6年度も継続して事業を行う前提で提案すること。

また、施設整備等の要因により、開所日が令和 6 年 4 月 1 日以降となる場合は、開所までのスケジュールを踏まえた提案を行うこと。

6 事業概要

(1) 利用定員 3人以上

(2) 対象児童

① 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

② 病後児対応型

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

(3) 利用時間 午前7時30分～午後6時00分までとする

(4) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年未年始(12月29日から翌年の1月3日まで)は休園日とすることができる。

(5) 医療機関との連携

日常の医療面での指導助言や、容態が変化した場合の診察を行う指導医(小児科専門医又は小児科標榜医療機関の医師が望ましい)を確保する必要があります。指導医を確保できない場合は、市が明石市医師会に推薦を依頼します。

7 実施内容

(1) 保育業務

① 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に準拠した保育を行うこと。

② 児童の体調に合わせた保育内容とすること。

③ 体温の管理等、児童の健康状態を的確に把握し、症状に応じて安静を保てるように処遇すること。

④ 児童の転倒や衝突、接触などによる事故を防止するため、備品やおもちゃ等の配置や使用方法を日常的に点検すること。危険性のある部分の把握を行い、必要な措置を講ずること。

⑤ 受託者は業務の実施にあたり、善良なる管理者として注意を払うとともに、関係法令に基づき、委託者の指示に誠意をもって対応すること。

(2) 食事の提供

児童が病中であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童(アレルギー等)の食事についても適切に対応すること。

なお、食事の提供は、申請法人が運営する認可保育所、認定こども園で調理された給食を外部搬送により提供することを妨げない。ただし、その場合においても上述の内容に十分配慮した食事の提供でなければならない。

(3) 施設利用申込の受付

① 利用登録

利用希望者は、あらかじめ「明石市病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第1号)」を施設に提出し、利用登録を行う。

② 利用の予約

利用登録をした利用希望者が施設を利用するときは、利用日の前日までに利用の予約を行う。

受託者は利用定員に空きがあり、予約数が利用定員を超過している場合を除き、予約を受理することとする。また、受託者は予約を受け付けた際に利用対象児童の症状を聞き取ること。

③ 利用の申込み

利用希望者は、利用日に次の提出書類等を直接受託者に提出する。

- i 明石市病児・病後児保育事業利用申込書(様式第2号)
- ii 明石市病児・病後児保育事業利用連絡書(様式第3号)

④ 利用の承認・不承認

利用の受付の際に、受託者は利用の承認または不承認を決定し、「明石市病児・病後児保育事業利用決定通知書(様式第4号)」により、利用希望者に通知する。ただし、通知する時間的余裕がない場合は通知を省略することができる。

⑤ その他

利用定員に達していない場合で特に支障がないと認められるときは、利用日において登録、予約及び申込みの受付を行うことができる。

(4) 利用の中止

次の事項に該当するときは、利用を中止することができる。受託者が下記の事由を発見した場合は、遅滞なく委託者に報告すること。利用の中止は委託者が決定し、受託者はこれを利用者に通知するものとする。ただし、利用児童の容態の急変など、緊急の場合はこの限りでない。

- ① 児童の病状が変化し、実施施設において対応が不可能となったとき
- ② 虚偽又は不正の方法により利用の決定を受けたとき。
- ③ 病児・病後児保育の利用の決定を受けた児童又は保護者が利用上のルールに従わないとき

8 業務に必要な人員

次の(1)から(4)を満たすこと

- (1) 利用定員 10 人に対して看護師、准看護師(以下、「看護師等」という)1人以上

※看護師等は小児科で1年以上の勤務経験がある者で、全国病児保育協議会兵庫支部及び兵庫県が主催する病児・病後児保育研修会のほか明石市が認める研修を受講済み、または

開園までに受講見込みであること。

- (2) 利用定員 3 人に対して保育士 1 人以上
- (3) 利用者数に関わらず、看護師等及び保育士を各 1 名以上
- (4) 事業責任者が開園時間中に常駐することを原則とする。ただし、(1)(2)の職員と兼務を妨げない。また、開園時間帯に利用者がいない場合、事業責任者と連絡が取れる状況であれば常駐についてはこの限りではない。

9 施設等の要件

整備にあたっては、子ども・子育て支援施設整備交付金を活用します。負担割合は補助対象経費に対して国 3/10、県 3/10、市 3/10、設置者 1/10 の見込みです。補助対象経費の基準額は 39,476 千円が上限です。ただし、当該負担割合は令和4年の交付要綱に基づくものですが、当該事業は令和 5 年度の交付要綱に基づき実施するため、基準額等が変更される可能性があります。

また、以下の要件のほか、補助金の交付基準が適用されるため、国発出の交付要綱を十分に理解したうえで申し込むようにしてください。交付申請等の事務手続きは、決定した受託者に別途お知らせします。

- (1) 整備に必要な物件(用地、建物等)は応募者において準備すること。
- (2) 保育室、児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室、及び調理室を設置すること。ただし、食事を外部から搬入する場合は調理室の設置は不要とする。
- (3) 保育に必要な備品、遊具、消耗品、設備等の一切は応募者において準備すること。
- (4) 病児、病後児の養育に適した十分な事故防止及び衛生的配慮がなされていること。
- (5) 保育室の面積は利用定員 1 人あたり 1.98 m²以上とし、1 室あたり 8.0 m²を下回らないこと。また、乳児室や保育室を設置する場合は利用定員 1 人あたり 3.3 m²以上とすること。なお、面積は内法有効面積とする。
- (6) 建物については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)や消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等の関係法令や通知等に適合したものであること。
- (7) 既存物件を活用する場合は、次の①②③を満たすこと
 - ① 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証が交付されていること
 - ② 建築基準法における耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
 - ③ 自法人が運営する認可保育所等内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響(建築基準法や国庫補助金の返納)等を調査し、対応策を検討すること。
- (8) 整備期限の目安
市が補助事業の完了検査を実施するため、開園日のおよそ 3 週間前までに引き渡しを受

けるようにしてください。(2024年3月1日開園の場合、2024年2月10日まで)

- (9) 建築・消防関係の法令に適合する施設となるよう、設置者の責任において十分に確認を行ってください。また、建築確認や開発協議等、必要な手続きを事前に確認したうえで整備計画を作成してください。

10 運営管理体制

病児・病後児保育の運営管理を適切に円滑に実施するため、業務の実施にあたっては次の内容を実施すること。

(1) 報告及び記録管理

① 業務に必要な以下の書類を備え、記録、管理、保存すること。

- i 利用申込書
- ii 利用状況一覧表
- iii 職員台帳
- iv 事故報告書
- v 苦情対応記録兼報告書

② ①の記録については四半期ごとに委託者に提出すること。

(2) 危機管理及び保険

- ① 災害、非常時、侵入者や不審者対策のマニュアルを作成し施設に備えること。また、マニュアルに基づき避難計画等を策定し、訓練を実施すること。
- ② 事故が発生しないように対策を講じるとともに、万が一発生した場合は速やかに委託者に報告するとともに、誠意をもって対応すること。

11 利用料等

利用者は病児・病後児保育の実施に必要な経費の一部として、利用世帯の区分に応じ、利用料を負担するものとする。

利用世帯の区分		利用料(1日あたり)
1 市内に住所を有する世帯	(1)生活保護法(昭和25年法律第144条)による非保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び利用日の属する年度分の市民税非課税世帯	0円
	(2)利用日の属する年度分の市民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯((1)の世帯を除く)	1,000円
	(3)利用日の属する年度分の市民税課税世帯((2)の世帯を除く)	2,000円
2 市内に住所を有しない世帯		3,000円

12 備品について

備品の整備にあたり、次の点に留意すること。

- (1) 備品の確保にかかる領収書類は保管の上、年度終了時に提出すること。
- (2) 備品の所有権は、業務委託期間終了後、原則委託者に帰属すること。
- (3) 整備備品の種類や程度は実施する保育に応じ適切なものを選定すること。

13 その他

- (1) 申込みにあたり整備計画や資金計画等を十分に考慮し、理事会等において承認を受けておくこと。
- (2) 仕様書に定めのない事項や疑義がある場合は、委託者と受託者双方が協議のうえ決定する。